

令和3年 3月3日

串本町長 様

令和2年度定期監査の結果について

串本町監査委員

中道眞吾

串本町監査委員

五十川清紀

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和2年度定期監査を実施したので、  
同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

## 令和2年度定期監査結果報告書

### 1 監査の実施年月日および監査対象

令和3年2月17日	税務課、福祉課、企画課、消防署、くしもと町立病院 古座消防署
令和3年2月18日	産業課、総務課、こども未来課、住民課、串本小学校 潮岬小学校
令和3年2月19日	建設課、教育課、議会事務局、水道課、和深消防分団（安指屯所） 和深消防分団（和深）、和深総合センター

### 2 監査した事項、監査の方法

上記各施設・部署において、予算の執行や備品管理・財産管理などが適切に行われているか、また経営に関する事務が適切に執行されているか、下記証憑書類をもとに監査を行った。

各部署の長から説明を受け書類の確認を行ったほか、各施設を抽出により訪問、備品の管理状況の確認を行った。

小中学校	備品台帳、切手受払簿
病院	予算執行状況、資産台帳、切手受払簿、未収金収納状況
消防署・消防団	予算執行状況、備品台帳、器具の手入れ状況
役場各課等	予算執行状況、税・使用料の収納状況、貸付金の償還状況、 備品台帳、切手受払簿

### 3 監査の結果

#### (1) 総評

所管課からの聞き取り、帳簿・書類の照合、検査を行ったところ、減額補正や次年度に繰り越す工事等の諸手続きを含め、概ね良好な予算執行及び事務処理が行われていると認められた。

指摘事項については下記のとおりであるが、事務処理上の軽易な事項についてはその都度口頭で指導し、改善を要請した。なお、軽易な事項以外に特に指摘が無かった部署については、本報告書への掲載を省略した。

#### (2) 指摘事項

##### (ア) 備品台帳の整備について

備品台帳は所管課ごとに概ね適切に整備されていた。

今後も町の財産である備品がその所有の目的に応じて、効率的に利用されるよう努められたい。

なお、担当部署によっては、非常に多くの備品を管理しており、台帳整備も繁雑である。同型で単価、購入年月日が同一の物については、まとめて台帳に記載するなど、事務の簡素化についても考慮し、効率的に運用されたい。

また、来年度の新庁舎移転に向けて、備品の廃棄や新規購入による台帳整理に計上漏れのないよう徹底し、定期的に常置する場所や数量が突合出来るよう備品台帳の整備に努められたい。

##### (イ) 郵便切手受払簿について

郵便切手受払簿への記載及び切手の管理は概ね的確に行われていたが、記録様式によって切手の種別毎の在庫確認が困難なものも見受けられた。

定期的に在庫確認が出来るよう他課と記録様式を統一化するなど、監査を念頭に置いた管理帳簿の整備に努められたい。